

厚木市農産物直売所推進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地場消費の拡大を推進するため、地場農産物を広く消費者に宣伝し、安心安全な農産物を販売する事業に対し、予算の範囲内で厚木市農産物直売所推進事業交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の割合)

第2条 交付の割合は、安心安全な地場農産物の宣伝に係る経費の100パーセントとする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 厚木市農産物直売所運営委員会
- (2) 市内農業者3人以上で組織する団体
- (3) 農業協同組合及び農事組合法人

(交付申請)

第4条 交付金の交付を申請する対象者(以下「申請者」という。)は、交付金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体規約
- (4) 名簿

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付の申請を受理したときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認められたものについて、交付金の額を決定する。

この場合において、市長は、申請者に対し交付に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により交付金の額を決定したときは、交付金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(計画変更及び中止の届出)

第6条 交付金の交付決定を受けた団体の代表者(以下「代表者」という。)は、事業を変更し、又は中止しようとするときは、事業計画変更承認申請書(3号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適当と認められたときは、事業計画変更承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 代表者は、その事業を完了したとき(第6条第2項の規定により事業の

変更の承認を受けたときを含む。)又は交付金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) 実施した事業の写真

(財産処分の制限)

第8条 交付金の交付を受けたものは、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

交付金交付申請書		
年 月 日		
（あて先） 厚 木 市 長		
住所又は所在地 団 体 名 氏名又は代表者名		
印		
次のとおり申請します。		
1 事業（事務）の名称		
2 施 行 場 所		
3 申 請 金 額 等	申請金額	円
	算出基礎	
4 事 業 概 要		
5 事 業 効 果		
6 着 手 年 月 日	年	月 日
7 完 了 年 月 日	年	月 日
8 添 付 書 類	事業計画書 団体規約	収支予算書 名簿

第3号様式（第6条関係）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

（あて先） 厚 木 市 長

住所又は所在地
団 体 名
氏名又は代表者名

印

次のとおり申請します。

1	事業（事務） の 名 称		
2	施 行 場 所		
3	変 更 申 請 等 金 額	変更申請 金 額	円
		算出基礎	
4	変 更 の 理 由 内 容		
5	変 更 日	年	月 日
6	添 付 書 類	変更事業計画書	変更収支予算書

第4号様式(第6条関係)

事業計画変更承認通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

次のとおり承認します。

1 事業(事務)の 名 称	
2 変更交付金額	円
3 条 件	
4 指 示 事 項	

第5号様式（第7条関係）

事業実績報告書

年 月 日

（あて先） 厚 木 市 長

住所又は所在地
団 体 名
氏名又は代表者名

印

次のとおり報告します。

1 事業(事務)の名称	
2 施 行 場 所	
3 事 業 費	円
4 交付金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年 月 日
6 実 績 の 概 要 (内 容 、 効 果 等)	
7 次年度以降の事業 の取組への考え方	
8 添 付 書 類	収支決算書 事業報告書 実施した事業の写真